

別表（第2条、第6条、第7条、第8条関係）

風致地区内行為許可申請書等に添付する書類及び図面の区分

行為の区分	書類の種類	図面	
		種類	明示しなければならない事項
建築物等の新築、改築、増築又は移転及び色彩の変更の場合	施行方法書	位置図	縮尺50,000分の1以上の地形図によって事業地の位置を示すこと。
		配置図	縮尺500分の1以上、方位、地名、地番、敷地境界線、敷地内の工作物、敷地に接する道路の位置及び幅員
		植栽計画図	縮尺500分の1以上、樹木の位置、種類、本数
		公図写し	方位、地名、地番、地目、敷地境界線
		平面図	縮尺500分の1以上、許可行為変更の場合は変更対照図
		立面図	2面以上、外観意匠色彩
		現況写真	行為地及びその周辺、行為地の規模により名刺判以上
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、土石の類の採取及び水面の埋立て又は干拓の場合	施行方法書	位置図	縮尺50,000分の1以上の地形図によって事業地の位置を示すこと。
		現況図	縮尺500分の1以上、方位、行為地の境界線、等高線、断面図の位置
		公図写し	縮尺（現況図と同一縮尺とすること。）、方位、地名、地番、地目、行為地の境界線
		縦、横断面図	現況及び計画（できあがり予定）を対比できるようにすること。
		できあがり予定図（計画図）	縮尺（現況図と同一縮尺とすること。）、方位、行為地の境界線、宅地造成の場合は区画割、上下水道配管、道路幅員、植栽計画、許可行為変更の場合は、その旨（対照）図示のこと。
		現況写真	行為地及びその周辺
木竹の伐採及び屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の場合	施行方法書	位置図	縮尺50,000分の1以上の地形図によって事業地の位置を示すこと。
		現況図	縮尺500分の1以上、方位、行為地の境界線、木竹の伐採の場合は樹種、択伐の場合は伐採する木竹の位置
		現況写真	行為地及びその周辺